

経営業務の管理責任者等(※1)として認められる経験と職制上の地位

資料1

常勤性	個/法	役員範囲	No.	経営者になれる職制上の地位が	過去、経営者の経験として認められる職制上の地位	左記の職制上の地位の意味	経営業務の管理責任者として認められる経験	必要年数			
常勤 ※2	個人	建設業法施行規則第7条1号の常勤役員等の「等」	1	○	本人	個人の事業主		<b>A. 経営業務の管理責任者としての経験</b> 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人 <b>その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位</b> にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験をいう。	5年以上		
			2	○	支配人	営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。 ※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)③		※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑤			
			-	×	<b>経営業務の管理責任者に準ずる地位</b> 建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑦イ	個人の事業主又は支配人(つまり、この表の1, 2)に次ぐ職制上の地位。 ※建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)⑦イ 一般的には個人の事業主の <b>配偶者や子息など</b> 血縁関係者であって、専従者として確定申告がなされているような場合。ただし、確定申告書で専従者としての記載がない場合でも、また血縁関係にかかわらず、給与の支給額等で実質的・個別に許可行政庁によって判断される。		<b>C. 経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験</b> 経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人 <b>その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位</b> に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる「資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般」について従事した経験をいう。※建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)⑦イ 6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。 ※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑦ロ	6年以上		
	法人	建設業法施行規則第7条1号の常勤役員等の「役員」	法人の役員※3	4	○	業務を執行する社員	持分会社(合同・合名・合資会社)の業務を執行する役員		<b>A. 経営業務の管理責任者としての経験</b> 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人 <b>その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位</b> にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験をいう。	5年以上	
				5	○	取締役	株式会社及び特例有限会社の取締役				
				6	○	執行役	指名委員会等設置会社の執行役。「執行役員」とは意味が違う。				
				7	○	法人格ある各種組合等の理事等	民法の規定により設立された社団法人、財団法人または協同組合、協業組合等の理事等 登記の有無のみ判断するのではなく、定款等で業務執行権限等を確認したうえで判断		※建設業許可事務ガイドライン P第7条関係1(1)⑤		
				8	○	「これらに準ずる者」 「これら」とは、上記4～6のこと。 建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)③また、以降	執行役員等	経営業務の管理責任者に準ずる地位 建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)⑥	業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって(つまり、この表の4～6に準ずる地位にあって)、建設業の経営業務の執行に關し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等に限定。 それ以外の執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は、ここでいう「役員」には原則として含まない。	<b>B. 経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る)として経営業務を管理した経験</b> 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委任を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。 ※建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)⑥	5年以上
				9	×	<b>経営業務の管理責任者に準ずる地位</b> 建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑦イ		業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等 <b>その他支店長、営業所長等営業上対外的に責任を有する地位</b> (つまり、この表の4～7及び10)に <b>次ぐ職制上の地位</b> にある者。 ※建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)⑦イ (例: <b>営業所次長、副支店長</b> 等) 職制上の地位(※部長や次長、マネージャー等)の名称にかかわらず、組織図等から判断して、この表の4～7及び10に次ぐ地位であることが必要。		<b>C. 経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験</b> 経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人 <b>その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位</b> に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる「資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般」について従事した経験をいう。※建設業許可事務ガイドライン第7条関係1(1)⑦イ 6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。 ※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑦ハ	6年以上
				10	×	<b>支店長・営業所長等</b>		営業取引上対外的に責任を有する地位にあること。 (例: <b>支店長や営業所長</b> 等) 建設業においては、「 <b>政令第3条の使用人</b> 」として届け出ていなければ、許可上の本店以外で建設工事の請負契約を締結することはできないので、政令第3条使用人であることを要する。一方、建設業を営む者については、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理したことが確認できることが必要。 ※建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1)⑤	<b>A. 経営業務の管理責任者としての経験</b> 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人 <b>その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位</b> にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験をいう。	5年以上	

※1 この「等」は、常勤の役員等が単独で経営業務管理責任者要件を満たせない場合に、建設業法施行規則第7条第1号要件の常勤の役員等に補佐者を設置して組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することを示した場合

※2 「常勤」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること。(建設業許可事務ガイドライン 第7条関係1(1) ②)

※3 根拠は、国土交通省HP(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\_6\_bt\_000082.html)に参考として、「法人の役員」の範囲の記載あり。建設業許可申請書様式1号別紙1の記載要領にいう「法人の役員」と同じ意味。

ここでいう建設業許可事務ガイドラインとは、令和2年12月25日国不建第311号(令和3年1月1日施行)として最終改正されたもの。